

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
1	07隠岐	01地域福祉施策	01民生委員	民生児童委員の現定数の確保について	隠岐の島町の人口は15,800人程度、集落87、自治会92、限界集落7、民生児童委員67（内主任児5）、担当も20世帯から300世帯という実態ではあるが、世帯数の多少で定数を論ずるべきではない。小集落は昔からの結が生まれており、他地区から民生委員が簡単に入り込めない実態もある。軽々に定数を論ずるべきではないと考える。 我が町は、町行政、社協、民児協は上下の関係ではなく対等の福祉機関としての認識で一致している。地域の福祉課題の発見や解決には、三者の共同歩調が最も大切と共通理解をしている。この素晴らしい三者の関係を定数等の問題で亀裂が入ることは絶対に防ぎたい。	民生児童委員の定数は、国の基準では受持世帯数をベースに、管内人口、面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、地域の実情を踏まえて設定することとされています。その結果、本県の民生児童委員の受持世帯数の平均は全国でもトップクラスとなっており、地理的条件等市町村の意見を聞きながらこれまで手厚く配置してきましたが、個々の民生児童委員の活動の負担が増えていることなど課題があると認識しています。 県では、平成23年3月から検討会を設置して、民生児童委員の定数、業務内容、負担等について検討を始めた。年度内には、方向性をまとめることとしており、見直しにより、大きな影響がある市町村についてはヒアリングを行うなど行政、社協、民児協それぞれのご理解を得るよう努めたいと考えています。	年度内に検討会のまとめを行い、4月以降、関係機関の意見を聞きながら、定数等の見直しを進めます。	地域福祉課
2	07隠岐	01地域福祉施策	02地域福祉活動	町村の生活保護業務に係る県の支援体制について	本町は、平成19年4月より島根県からの権限委譲により福祉事務所を設置し、生活保護等の行政サービスを行っている。特に、生活保護業務については、当初は隠岐圏域に2名の支援スタッフが隠岐支庁に配置され、町村の生活保護の実施に関する直接指導・助言、相談業務等の支援を行って貰っていたが、平成22年度より県庁地域福祉課の生活保護支援スタッフ1名での支援体制に縮小され現在に至っている。県下、町村の福祉事務所設置に伴う生活保護の実施では、担当CWやSVなど県での各種研修は受講しているものの、近年複雑なケースもあり、どうしても県の支援スタッフを頼ることになる。このことから、県内町村が福祉事務所を設置するにあたり、県町村会と島根県が交わした「町村福祉事務所の設置に関する覚書」にあるように、今後も生活保護等の実施水準を確保するため、支援スタッフの配置をお願いしたい。	町村福祉事務所の実施水準確保のため、生活保護支援スタッフをH19年度は隠岐支庁に2名、H20年度からは県本庁に2名を配置し支援をしてきました。平成23年度は東出雲町、斐川町がそれぞれ、松江市、出雲市と合併することに伴う支援業務量の減少のため、本庁1名の配置で対応していますが、支援対象の町村数が減った事で隠岐地域への影響は無いものと考えています。 生活保護業務は、案件ごとに個別の判断や対応が必要な専門性の高い業務であり、小規模な町村福祉事務所における業務ノウハウ蓄積の難しさは認識しています。現時点では、現行のスタッフ配置により変更することは考えていません。 なお、徐々に習熟度が上がったという事を含めて数も削減をしたということであり、今後、町村の状況も見ながら考えていかないといけないと思っており、現在、支援スタッフということで、特別の臨時的な組織をおいていますが、通常の相談、助言については、生活保護グループでの対応も可能と考えています。	平成24年度も引き続き、生活保護支援スタッフを配置し、町村福祉事務所の実施水準確保のための支援を行います。	地域福祉課
3	07隠岐	01地域福祉施策	04その他	人材センターについて	県の人材センターがあると思うが、その情報を見ると、そこに登録すれば紹介していただけたと思っているが、どうなのか。	県の社会福祉協議会の中に人材センターがあり、福祉、介護分野に限りこの福祉人材センターで行っている。これは県の委託事業でやっており、人の登録を受けて紹介しますが、当然、ハローワークとも連携を蜜にしております。また、福祉介護に関して一般住民に、こういった仕事でこういった資格があるといった啓発、広報に取り組んできております。 お話にあるように、これが全部島根県全域で、解決されることはなかなか難しく、いただいた離島、中山間地隅々にそういったものが届くように考えていきたいと思えます。 なお、この人材センターは、ただ待っているだけではなく、福祉施設に実際ににかけて雇用関係について困りごとがないかなど聴取するというような活動もしています。	平成24年度も求人・求職者のマッチング支援に積極的に取り組むこととしています。	地域福祉課
4	07隠岐	02地域医療対策	01医療提供体制	地域医療の提供体制の確保について	毎回話しているが、細長い島根県、その上、医師、看護師の不足が重なり、医療の現場が大変である事は皆様も承知しているがその上でも、やはり県民の安心安全の為、隠岐においても平等に受ける医療を望んでやまない。どうしても病気によっては、中央、拠点病院に頼るしかない患者の負担減を考えてほしい。 また、医師も大変だということは認識しているが、医師の診察時や患者への対応の言葉一つひとつによって不信感を抱く時がある。ちょっとした言葉遣いとかなどと思うが、理解しようと思えば思うほど、何かこういうのがすごく残念だなというような思いをする。 ・現場で働く医師達の研修が等しく受けられるようなシステムを望む。	離島が置かれた地理的な制約の中、県としても、隠岐広域連合の構成員となり、離島医療の確保に努めてきました。 また、診療面では、遠隔画像診断システムやビデオ会議システム、診療支援システム等の導入支援や、救急医療では、防災ヘリの活用やドクターヘリの導入により、少しでも負担を解消するよう努めています。 医師の研修については研修の場所が拠点病院を中心行っているので参加しづらいと思っています。隠岐から出席する場合泊を伴えば長い間出られないという事もありテレビ会議システムを使った研修や隠岐を会場に開催するなど拠点病院と検討していききたいと考えています。 医師の言葉一つによって不信感、不安が広がったりするということについて、言葉というのは、一人ひとりによってどういうふうに出てくるのかというのは違ってきます。住民団体と病院との意見交換の場など活用して意思疎通を図っていただきたいと思っています。 また、先生方は頑張っているやいいますよと住民の皆さんに言ってもらおうというのはすごく理解が進むところだろうと思っています。住民と医師とがお互いに接してもらい、「この地域良いな」、「この病院良いな」というふうな地域病院を作ってもらおうということに是非協力いただければと思っています。	回答のとおり	医療政策課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
5	07隠岐	02地域医療対策	01医療提供体制	隠岐病院の精神科医師の確保について	障害者のためにも、家族にとっても、隠岐病院精神科の先生がいないことは非常に困ることになる。引き続き、医師が常駐頂けるよう格別の配慮をお願いする。 特に複数年で来てもらえると精神科の場合どうしても、患者さんとのコミュニケーションというか、信頼関係というのがすごく大事になってきますので、そういう意味で医師の確保というのを是非ともお願いしたい	精神科診療に関しては、隠岐においてどうしても必要なものと考えており、県から医師を派遣しています。現在の診療体制が継続できるように、引き続き町と連携して医師の確保に努めていきます。	回答のとおり	医療政策課
6	07隠岐	02地域医療対策	01医療提供体制	隠岐の精神科医師の複数確保について	最近、精神障害の患者が増えており、通院している人やこころの相談等の件数が増加してきている。知夫村の精神患者の中で薬の服薬を中断したことにより、症状が悪化していた方がいたが、医師が相談に乗ってくれたおかげで、医師との信頼関係が出来、薬を服用するようになり、見事状態が良くなったという事例がある。現在2名体制で診療を行っているが、引き続き現在の体制を維持し、今後とも常勤医の派遣継続をお願いしたい。	精神科診療に関しては、隠岐においてどうしても必要なものと考えており、県から医師を派遣しています。現在の診療体制が継続できるように、引き続き町と連携して医師の確保に努めていきます。 今後、地域枠の推薦の医師とか、奨学金を受けた医師が多く出ていらっしゃるが、県内にいかに定着していただくかという中で専門医の資格を県内の病院、医療機関で勤務しながらでも取れます、という事柄をきちんと先生方に伝えるということが重要だと思っています。そのうち、精神科については県下の各医療機関の精神科の先生方全体で、精神科を目指す先生方のバックアップをしていこうというネットワークを立ち上げたところです。こういったものがPRになり、実施していくことによって、たくさんの先生方に精神科のほうにも入っていただき、増えていくことによって、はじめて安定的に県内の病院・各医療機関の先生方に回っていただけるようになるのではないかと考えており、こういった取り組みを少しずつやっていきます。	回答のとおり	医療政策課
7	07隠岐	02地域医療対策	01医療提供体制	隠岐の精神科医師の複数確保について	去年まで毎月精神科医が来て、今までの状況を見ながら薬の変更をしたり、継続して見て貰っていたが、今年度からは複数の医師に交代で診て貰っていると聞いている。そうなった場合、精神の障がいば、その時だけの状況だけでなく、前の状況やこれから先ずっと続けていくような治療だと思うので、先生が毎回違うと、そうした診察の仕方で本当にいいのか、本当は通院して同じ先生に見てもらったほうがいいじゃないか、というようなことで悩んでいる。精神科医師を何人か確保していただき、継続して見てもらえる体制にして欲しい。	精神科の先生が毎回変わるということがどういう影響があるということも私どもも理解をしているつもりです。ご意見、ご要望として承っております。 たくさん先生に来ていただかないと、今の私ども、皆さんの共通の悩みだと思っていますが、医療体制の確保は重要だと思っていますので、一緒になって頑張っていく予定です。	回答のとおり	医療政策課
8	07隠岐	02地域医療対策	01医療提供体制	地域医療への支援について	島前では、血液透析、MRIもない。分娩は30数年前からやっていない。外科医もいなくなって、今は本土に渡らないといけない。一番大事なことは島前の医療機関として、存続し続けることが一番大事だと思っている。例えば、今、限られた中での島前の医療機関との連携であるとか、あるいはメディカル、保健、福祉の連携なども、とにかくあるものを協力してみんなで何役もしながらやっている。今年度、地域再生基金によりCT等デジタルデータを島前の医師の中で共有し、相談できるような環境を整備しようとしている。また、住み慣れたところで最後までという中で、可能ならばスタッフの確保が一番困難なので覚えておいて欲しい。困った時というのは隠岐の2次医療圏のリーダーである隠岐病院に助けてもらいながら県のほうにお願いする。通信ということに関しては、県に協力いただいて総務省に光ファイバーをお願いしたい。 島前は厳しい中で、外科医がいなくなった時にマスコミが騒いで大騒ぎになったか、というところならないように、皆でやっているということで、そこにやはり並々ならぬ医者という意味じゃなくて、住民・行政の努力があるということを理解いただき、今後とも隠岐病院、県の方、支援についてよろしくお願いしたい。	地域で守って、地域を守る病院として完璧に溶け込んでいる病院は信頼がやはりお互いにありますから大騒ぎはしないということは、その通りだと思っています。一昨年、大田市立病院が救急病院を取り下げて大騒ぎになりましたが、今、その皆さん方が、その大田市立病院を守る会というもので、今、頑張っておられます。益田の産科医がいなくなって出産できないということで、同じような大田にしても、益田にしても、数年前隠岐で皆さんが感じたことを今感じておられます。昔は対岸の火事のようにおそらく思っておられたと思います。今後このままほっておくとおそらく松江でも将来産めなくなるという状況の中で、種をまいた奨学金を活用して医師になられる方にかかっていると足りないところに行ってもらって、本当の2次医療ができるようなことになれば、更に良いと思います。頑張っていきたいと思っています。	西ノ島町の光ファイバー計画について、総務省の交付決定があり、H24年度の完成を目指して、現在、町において手続きが進められているところと聞いています。	医療政策課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
9	07隠岐	02地域医療対策	01医療提供体制	代診医制度について	診療所の医師方が休暇をとりたい時や研修に出たい時に、どうしても長い間休診するわけにいかないことから、隠岐病院に代診を依頼しているが、どうしても隠岐病院の手当てが取れない時には、県へお願いをして代診を送ってもらっている。大変助かっている。是非この制度を残していただきたい。	隠岐は島前も島後もブロック制を取り、そのブロックの中でも相互に支援をする体制を取り、その中にプラス県の代診制度もはいる、より効果が発揮できると思っており、引き続きがんばって生かしていただければと思っております。呼ぶということについて、隠岐、離島に関しては、希望をされる医師が少しづつできています。また、病院勤務より診療所勤務を希望する医師が結構できてきていることもあり、それに隠岐で一生懸命色々な活動をされた結果、去年、隠岐に来られた医師がいます。引き続き意欲をケアしながら一緒にやってやりたいと思います。	回答のとおり	医療政策課
10	07隠岐	02地域医療対策	02医療従事者	看護師人材確保について	少子化ということで看護学校に入る人数が少なくなってくるということは、将来を考えたら看護職が確保できるのかすごく不安。県の対策としてそういうところを十分に考えていると思うが、看護学校、看護短大も来年度から4年制になり修業年限が1年増え、そうするとまた看護職につくまでに1・2年は使えないものにならない等色々な問題があるというのはこの看護界の問題だと思うので、この看護職の確保のためによりしく願いたい。	看護職の確保について、奨学金制度をやっており、県内の学校に入ってもらって県内へ就職をしてもらう。また県外から引き寄せるといようなことをやっていますが、結局入って2・3年されて辞めてしまわれる方がおられます。辞めた方が違った病院で働いておられればよいですが、家庭に入られたり他の仕事に就かれたりしています。実際に家庭にどれだけおられて、再びまたやってももらえないか、ということも看護協会等と一緒に連携しているところです。隠岐と島前の病院の中でも、看護師そのものが足りなく厳しいことは承知しており、どういうふうを考え、対処したら来てもらえるかこれからの検討課題だと思っています	回答のとおり	医療政策課
11	07隠岐	04高齢者対策	02介護人材	人材確保について	医師と看護師の確保については、すごく力を入れているということを最近感じることが多いが、福祉の現場でも看護師とかケアマネジャーが不足している。小さな町なので募集しても町内にもいない。福祉施設が共同で募集するよう県社協の支援を受けながら色々な手をうっているが、とにかくいない。特養でも胃ろうの患者さんとかが増え、やはり看護師がいないと困ることがたくさんあり、病院のほうでも看護師がいらないかで、福祉施設で看護師を確保することは本当に大変なこと。医療のほうで充実してきたら、福祉のほうにもくるのかもしれない。ケアマネジャーについても、なかなか確保できないという状況がある。そういう福祉現場の専門職等の確保についても県の支援があるとありがたい。そういった施策とかあるか。	特別養護老人ホームにおいて医療行為を必要とする利用者が非常に増えてきており、そこでは看護職がいなくてその行為ができないということがあり、非常に不足していることを県内のいたるところで聞いている。医療職の確保については、医療現場だけでなく、介護、福祉の分野でも必要となってくるので、そこへ合わせて看護師の需給調整、計画に、福祉現場でも医療職の計画も盛り込んで特養対策ということで行っております。ケアマネジャー（以下「ケアマネ」と記載）の不足については、毎年試験を行い約200名強の方が合格されているが、ケアマネの資格を持ち、なお介護職員として働いている方が多いところ。そういった方たちに、もっとケアマネとしての資格を有効に使っていただきたいと思っていますが、ケアマネとして仕事をさせていただくと、介護職員とは兼務してはいけないことになっているので、今度は介護職務ができません。そういった人材確保が難しい中、隠岐ではより難しい部分もあると思っています。実地指導の中で、ケアマネの資格を持っている方はかなり潜在的にいる、介護の職員をしながらケアマネの資格を持っている方もいるので掘り起こしをしていただけたらと思っています。私もケアマネの専門性とか、ケアマネでなければできない仕事というのは非常に多くあるのでそういったところには少しでも支援していきたいと思っています。	回答のとおり	高齢者福祉課
12	07隠岐	04高齢者対策	02介護人材	福祉人材の確保について	我々隠岐地域ということでこの島後と島前と一応活動をしている。今の現状について隠岐において実態調査行ったが、やはりケアマネという職種、イメージとして忙しい、ケアマネするなら介護職のままで仕事をしたいという意見が多いのが現実。難しいところだと思うが、今年もケアマネ試験に向けて勉強会を開催し、協会員を増やしてケアマネの数は確保していかなければならないと県も協会のほうも考えており取り組んでいきたい。	意見のみ		高齢者福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
13	07隠岐	04高齢者対策	02介護人材	福祉人材の確保に係る処遇改善について	ハローワークの就労の支援に携わっているが、介護保険に関する看護師あるいは介護員の募集が多い。介護員については、2級ヘルパー等の資格を持った方も多く、実際に資格はあるが、そういったところに勤めておられないところがあると思う。看護師についても、隠岐病院等を退職されている方もおられるが、その方たちは、既にパート的なところで仕事をされている。やはり、そこに不足するところが実情的にはある。、何年か前に介護保険の見直し、3%の報酬アップがされたが、賃金体系は本土と比べると低いと思っており、そういった賃金的なこと等に要因があるのではないかと思っている。その改善というのは、やはり国のほうで、しっかりやっていただければと思う。	福祉人材センターでやっている事業の中で、就職して働きながらヘルパー2級の資格の取得とその間の賃金が支給される仕組みを持っています。今年度いっぱいですが、随時募集をしておりますので、これを活用できると思っております。また、隠岐の場合は、近いところで通いのヘルパー2級の取得をすることが非常に困難ですが、通信教育も該当しますのでご紹介します。 また、介護職員の賃金改善について、報酬改定はされたが、それが給料にはね返らないということで、国は更に処遇改善交付金を各事業所のほうに交付しております。それについても今年度いっぱいということで、また給料が安くなるということになりますので、それを介護報酬の中に盛り込むのか、それとも引き続き交付金という形で続けていくのかということが現在、国のほうで検討されているところなんです。どちらにしてもそれを外すということは介護職員に対してすごくしめしがつかないということもありますので、なんらかの形で必ず盛り込まれることであろうと思っており、県としても国に対し要望していきます。	・H24年度からは、報酬改定により介護職員の賃金改善については、処遇改善加算として算定されたところ です。	高齢者福祉課
14	07隠岐	06障がい施策	02精神保健	自殺対策強化事業について	自殺対策強化事業について、基金を積み立てて継続の方向か。島根県は前年よりも自殺者が減少傾向で良いと思うが、残念ながら西ノ島町ではなかなか0にならない現状がある。継続してカウンセリングや健康教育の実施について、心と体の相談センターの先生に協力していただいているが、こういったことを町としても継続してやっていきたい。	自殺対策として、国からの交付金を財源とする基金を造成し、その中で県内の市町村の活動予算を全体で2千万円ほど確保しています。全国でも3万人ぐらいの方が毎年亡くなっている状況の中で、自殺対策はこれからも継続してやっていかなければいけない課題だと思っております。国でも厚生労働省だけではなく、内閣府の中にも対策本部を作り取組を進めていますが、本県としてもしっかり取り組んでいきたいと思っていますので、市町村の皆さんにもご協力をお願いします。 なお、基金による事業は今年度で終わることになっていますが、東日本大震災で全国的に自殺者が、4月、5月はかなり増えていることもあって、おそらく国は基金の継続の方針を示すのではないかと期待はしております。	国による自殺対策の基金事業はH21～23年度の予定でしたが、今年度、H24年度分の基金が積み増しされ、事業期間も、H26年度まで延長されることとなっています。しかし、国からは、事業の終了を見据え、より効果の高い事業に絞って行くことを求められており、H25、26年度分の基金は縮小される可能性があります。このため島根県でも、今後は事業内容を評価して効果の高い事業に絞って行く予定です。 なお、H24年度の市町村事業の予算額はH23年度と同程度確保しています。	障がい福祉課
15	07隠岐	06障がい施策	07その他	障がい者の虐待防止法について	6月に障がい者の虐待防止法が成立され、施行は来年の10月ということだが、国民に通報義務を課すということで都道府県には権利擁護センターを設置、そして市町村には、障がい者の虐待防止センターを福祉事務所に併設も可となっている。このようなことから来年度の事業になると思うが、県としては、市町村の支援などの対応についてのスケジュールなり予定が立っているのか聞かせて欲しい。	法律はできましたが、国からは制度の運営についての通知が出されておられません。国から連絡がまいましたら、すぐに情報提供を差し上げたいと思います。	平成24年3月に、市町村や障がい福祉サービス事業者等を対象とした研修会を実施し、厚生労働省の担当者を講師に招き、法の考え方等について説明してもらいました。 今後とも随時必要な状況提供を行っていきます。	障がい福祉課